

# 瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会 「瀬戸内海クルーズ推進会議」規約

## 第一章 総 則

(設置根拠)

第1条 本会議は瀬戸内・海の路ネットワーク推進会議要綱第22条の3に基づき設置し、「瀬戸内海クルーズ推進会議」(以下「推進会議」という)と称する。

(目的)

第2条 我が国におけるクルーズが進展しつつある中、瀬戸内海や瀬戸内海を囲む諸港、諸地域において、瀬戸内海独自の魅力、特色を活かした独自のクルーズ振興を図り、瀬戸内海が世界的に知名度の高い「エーゲ海」や「カリブ海」等に並ぶブランド力の高いクルーズの海となることを目指す。

また、その取組みを通じて当該海域・地域の振興を図るとともに世界に誇れる主要な観光圏としての地位向上を目的とする。

(活動内容)

第3条 推進会議は第2条の目的を推進するため、次の事項に取り組む。

- (1) 瀬戸内海クルーズ振興のための施策提案
  - ・ 港湾での受入環境改善
  - ・ 港から観光地へのアクセス性向上
  - ・ クルーズ船の航行・寄港時における規制等への対応
- (2) 瀬戸内海クルーズの広報
  - ・ 情報プラットフォームを活用した情報発信
  - ・ 船社等への誘致活動
- (3) その他関連する業務

(活動報告)

第4条 推進会議は、毎年度、過年度の事業実績と当該年度の事業計画を「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」総会に報告する。

## 第二章 会 員

(会員の構成)

第5条 推進会議は、参加を希望する会員及び会員の推薦による民間団体等により構成する。

(会 費)

第6条 会費は徴収しない。

## 第三章 組 織

(代表者)

第7条 推進会議に代表及び副代表(以下「代表者」という)を置く。

- (1) 代表 1名
  - (2) 副代表 1名
2. 前項の代表者は、第5条の構成員の中から互選により決定する。

(代表者の職務)

第8条 代表は、議事その他の会務を統括する。

2. 副代表は、代表を補佐し、代表が不在のときは、その職務を代行する。

(代表者の報酬)

第9条 代表者は無報酬とする。

(組織の運営)

第10条 推進会議は、全体会議、エリア会議により運営する。

(全体会議)

第11条 全体会議は第5条に規定する構成員のうち、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾の港湾管理者、民間団体等及び国の機関をもって構成する。

2. 全体会議に座長を置く。
3. 座長は、全体会議の構成員の互選により決定する。
4. 全体会議は、エリア会議からの提案や報告事項などに基づき、瀬戸内海全域の広域的な視点からクルーズ推進方策を審議し、必要に応じてエリア会議へ提案する。
5. 本規約に定めない全体会議の会議運営上必要な事項については、全体会議で決定する。なお、全体会議は、第11条1項に規定する構成員に加えて、第12条に規定するエリア会議構成員を含めての開催としても良いものとする。

(エリア会議)

第12条 エリア会議は、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局の管轄地域（エリア）ごとに設置する。

2. エリア会議は第5条に規定する構成員のうち、当該エリアに関係する構成員をもって構成する。
3. エリア会議に座長を置く。
4. 座長はエリア会議の構成員の互選により決定する。
5. エリア会議は、各エリアにおけるクルーズ振興に関する事項を審議し、全体会議に提案及び報告をする。
6. 本規約に定めないエリア会議の会議運営上必要な事項については、エリア会議で決定する。

(事務局)

第13条 全体会議の事務局は、中国地方整備局、四国地方整備局、近畿地方整備局、九州地方整備局に置くものとする。なお、総括事務局は中国地方整備局とする。

2. 各エリア会議の事務局は、当該エリアを管轄する地方整備局とする。

## 第四章 その他

(旅費)

第14条 推進会議の各種活動への参加に要する旅費は、構成員の自己負担とする。

## 第五章 雑 則

第15条 本規約に定めない事項については、全体会議で決定する。

付 則

この規約は、平成30年12月13日より施行する。

この規約は、令和2年12月21日より施行する。

「瀬戸内海クルーズ推進会議」全体会議 構成員名簿

代表：（一社）中国経済連合会 芦谷 茂 会長

副代表：四国経済連合会 佐伯 勇人 会長

令和5年9月20日現在

区分	構成員
重要港湾以上の港湾管理者を兼ねる地方自治体	大阪府
	大阪市
	兵庫県
	神戸市
	和歌山県
	岡山県
	広島県
	呉市
	山口県
	徳島県
	香川県
	坂出市
	愛媛県
	今治市
	下関市
	福岡県
	北九州市
	大分県
民間団体等	新居浜港務局
	（一社）中国経済連合会
	四国経済連合会
	（一社）せとうち観光推進機構
	（一社）日本プロジェクト産業協議会
	（一社）中国旅客船協会
国の機関	近畿地方整備局
	中国地方整備局
	四国地方整備局
	九州地方整備局
	近畿運輸局
	神戸運輸監理部
	中国運輸局
	四国運輸局
	九州運輸局

「瀬戸内海クルーズ推進会議」 構成員名簿（令和5年9月20日現在）

	エリア	区分	構成員
海 ネ ッ ト 会 員	近畿エリア	重要港湾以上の港湾管理者を兼ねる地方自治体	大阪府 ★
			大阪市 ★
			兵庫県 ★
			神戸市 ★
			和歌山県 ★
		地方自治体	堺市
			貝塚市
			高石市
			岬町
			姫路市
			明石市
			高砂市
			南あわじ市
			和歌山市
			湯浅町
	由良町		
	国の機関	近畿地方整備局 ★	
		近畿運輸局 ★	
		神戸運輸監理部 ★	
	中国エリア	重要港湾以上の港湾管理者を兼ねる地方自治体	岡山県 ★
			広島県 ★
			呉市 ★
			山口県 ★
		地方自治体	玉野市
			瀬戸内市
			笠岡市
			倉敷市
			広島市
			竹原市
			三原市
尾道市			
福山市			
東広島市			
廿日市市			
江田島市			
坂町			
宇部市			
防府市			
岩国市			
国の機関	中国地方整備局 ★		
	中国運輸局 ★		

「瀬戸内海クルーズ推進会議」 構成員名簿（令和5年9月20日現在）

	エリア	区分	構成員
海 ネ ッ ト 会 員	四国エリア	重要港湾以上の港湾管理者を兼ねる地方自治体	徳島県 ★
			香川県 ★
			坂出市 ★
			愛媛県 ★
			今治市 ★
		地方自治体	徳島市
			小松島市
			小豆島町
			松山市
			宇和島市
			大洲市
			四国中央市
		国の機関	新居浜市
	四国地方整備局 ★		
			四国運輸局 ★
	九州エリア	重要港湾以上の港湾管理者を兼ねる地方自治体	下関市 ★
			福岡県 ★
			北九州市 ★
			大分県 ★
		地方自治体	別府市
佐伯市			
津久見市			
国の機関		九州地方整備局 ★	
		九州運輸局 ★	
そ の 他	民間団体等	新居浜港務局 ★	
		(一社)中国経済連合会 ★	
		四国経済連合会 ★	
		(一社)せとうち観光推進機構 ★	
		(一社)日本プロジェクト産業協議会 ★	
		(一社)中国旅客船協会 ★	
		関西エアポート(株)	
		公益財団法人 大阪観光局	
		(一社)イーストとくしま観光推進機構	
		小豆島クルーズ船誘致の会	
		四国ツーリズム創造機構	

★は全体会議の構成員